

医感第4028号

令和7年12月12日

大阪府感染症対策審議会

会長 朝野 和典 様

大阪府知事 吉村 洋文



大阪府エイズ対策基本方針について（諮問）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条第1項の規定に基づき作成される後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下「エイズ予防指針」という。）について、令和7年11月10日に改正されました。エイズ予防指針の改定に伴い、大阪府エイズ対策基本方針を改定するにあたり、大阪府附属機関条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。